

(平成22年7月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係

5 件

岩手国民年金 事案 629

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から50年3月まで
私は20歳前には結婚しており、妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年2月ないし同年3月ごろに夫婦連番で払い出されており、当該払出時点では、申立期間の国民年金保険料のほとんどは時効により納付することができず、仮に納付したとすれば、国民年金法附則第18条に基づく第2回特例納付（時効消滅した47年12月以前の国民年金保険料の納付が可能）によることとなるが、申立期間の保険料納付に係る記憶も曖昧であり、当該特例納付を利用してさかのぼって納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、前述の申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は、申立期間中に申立人とその妻が住所を有していたとするA市において、昭和49年度特別適用（国民年金の強制加入対象者が国民年金に未加入の場合、行政側が当該者に対して個別に国民年金の資格取得届出書の提出を求めて国民年金に加入させるもの）に基づいて払い出されていることが確認できるなど、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、自身が20歳に到達した昭和45年*月から50年3月までの保険料は申立人と同じく、未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 630

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から62年6月まで

私は、申立期間当時はA地区などに住んでいたが、B市に住む両親と同居するようになった昭和62年7月か同年8月ごろに、母が同市役所に出向き、私の60年6月から62年8月までの国民年金保険料を納付し、年金手帳の交付を受けた。

したがって、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続を行い、かつ、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母は、社会保険業務センター（当時）から申立人へ送付された「ねんきん定期便」を見て、昭和62年7月及び同年8月の保険料が納付済みの記録になっているので、同年7月か同年8月にB市役所の窓口で申立期間の保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人の戸籍の附票により、申立人がC地区からB市に住所を移動したのは昭和63年12月であることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号については、同市において払い出されており、かつ、その払出時期は、前後の同手帳記号番号の被保険者資格取得日からすると、同年12月以降と推定されることから、同市へ住所を移動する前で、かつ、同手帳記号番号が払い出される1年以上前に、同市において国民年金保険料を納付することは制度上できない。

また、申立人の母は、申立人の国民年金の加入手続を行った際に、B市の国民年金担当窓口で、国民年金保険料が納付済みの記録となっている昭和62年7月及び同年8月を含め申立期間の保険料を一括して（約11万円）納付したと主張している。

しかしながら、前述の申立人の国民年金手帳記号番号払出推定時点（昭和

63年12月以降)では、申立期間の保険料の大半は時効により納付することができない上、B市では、当時、国民年金担当窓口では現年度保険料(当該年度に係る保険料)のみ領収し、過年度保険料(時効消滅していない過去の年度の保険料)は領収することは無いと回答している。

さらに、昭和60年6月から62年8月までの国民年金保険料の合計額は18万9,000円であり、申立人の母が一括して納付したと主張する保険料額は実際の保険料額と一致しないほか、申立人の母は、同年9月からの保険料の納付は申立人に任せていたことから未納であったとしているが、申立人に係る戸籍の附票によれば、同年9月時点において申立人はD地区に住所を有していることが確認できるなど、申立人の母の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人に係るオンライン記録によれば、昭和62年7月及び同年8月の国民年金保険料の納付記録は、申立人が平成元年4月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴い、納付済みとなっていた同年4月及び同年5月の国民年金保険料が過誤納保険料となったため、同年10月27日に社会保険事務所(当時)において、時効消滅していなかった未納期間である昭和62年7月及び同年8月の保険料に充当処理が行われたものであることが確認できる。

このように、昭和62年7月及び同年8月の国民年金保険料については、過誤納となった平成元年4月及び同年5月の保険料の充当処理により納付済みとされたため、申立人に係るオンライン記録には、同年4月及び同年5月の保険料額1万6,000円のうち、昭和62年7月及び同年8月の保険料に1万4,800円が充当され、残りの1,200円については、申立人に対して、平成元年11月24日以後に還付通知書を送付された記録が残っている。

その上、申立人は、B市転入前のA地区等に住所を有している時期に国民年金への加入手続をしたことは無いとしているところ、申立人が所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号は、前述のとおり、昭和63年12月以降にB市において払い出されたと推定でき、同年金手帳の住所欄には、同年同月に転入した当時のB市E町の住所の記載が確認できるなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 631

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から45年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、私の父が納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、口頭意見陳述において、国民年金制度発足後に、父から国民年金保険料を納付しておくと言われた記憶があることから、申立人自身が20歳に到達した際には国民年金の加入手続が行われているはずと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、元妻との婚姻後の昭和44年9月に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人が申立期間当時、住民登録をしていたA市において、申立人に対して申立期間中に別の国民年金手帳記号番号が払い出された状況も見当たらない。

また、申立人は、口頭意見陳述において、判が押された国民年金手帳を父から見せてもらった記憶はあるとしているものの、申立人自身は、申立期間の国民年金保険料の納付には関与していないことがうかがえるほか、前述の国民年金手帳記号番号払出時点（昭和44年9月）においては、申立期間の保険料の大半は時効により納付することができない。

さらに、申立人の父は既に他界しているため、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付状況は不明である上、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 632

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から48年6月まで
国民年金は20歳になったら必ず加入しなければならないものなので、私が20歳になった際に、母が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたはずである。
したがって、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市作成の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、申立人が申立期間当時、住民登録をしていたA市において、申立人に対して申立期間中に国民年金手帳記号番号が払い出された状況は確認できないなど、申立期間中に申立人の国民年金の加入手続が行われた形跡は見当たらない。

また、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、A市において昭和52年12月に払い出されていることが確認でき、仮に、申立期間が国民年金の加入期間とされた場合であっても、当該払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していないなど、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 633

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

私は、20 歳になった当初は国民年金に加入していなかったが、結婚後の昭和 50 年 12 月に市役所で国民年金の加入手続を行い、20 歳からの分の国民年金保険料をまとめて納付した。

したがって、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳及びA市作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 50 年 12 月に、i) 国民年金法附則第 18 条に基づく第 2 回特例納付を利用して、20 歳到達月の 46 年*月から申立期間直前の 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付するとともに、ii) 申立期間直後の同年 10 月から 50 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。

しかしながら、第 2 回特例納付を利用して納付できる国民年金保険料は、制度上、昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までの保険料とされていることから、申立期間の保険料は、特例納付を利用して納付することができない上、申立人が国民年金の加入手続等を行ったとする 50 年 12 月時点では、申立期間の保険料は、時効により納付することができないことから、申立期間の保険料が未納となっている記録に不自然さは見られない。

また、申立人は、昭和 50 年 12 月に、窓口の担当者に国民年金保険料額を計算してもらい、まとめて保険料を納付したため、納付金額や納付月数等については覚えていないとしており、当該納付時に申立期間を含めた保険料納付が行われたような状況はうかがえない。

さらに、申立人は、A市以外に住民登録をしておらず、昭和 50 年 12 月に初めて国民年金の加入手続を行ったとしているなど、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。